市川三郷町では平成２８年１０月１日から

介護予防・日常生活支援総合事業　がスタートします！

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）とは、高齢者が地域で自立した日常生活を送ることを目的に、市川三郷町が実施する介護予防のための事業です。

何がかわるの？

要支援１・２の方を対象とした町独自のサービスにかわります。｛ **介護予防訪問介護**、**介護予防通所介護（デイサービス）** ｝が、

これまでサービスの種類・内容・単価等が全国一律となっていた介護予防給付（要支援１・要支援２）のうち、「訪問介護」と「通所介護（デイサービス）」について、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取り組みを含めた多様な主体による柔軟な取り組みにより、効果的かつ効率的にサービスを提供できるように見直します。

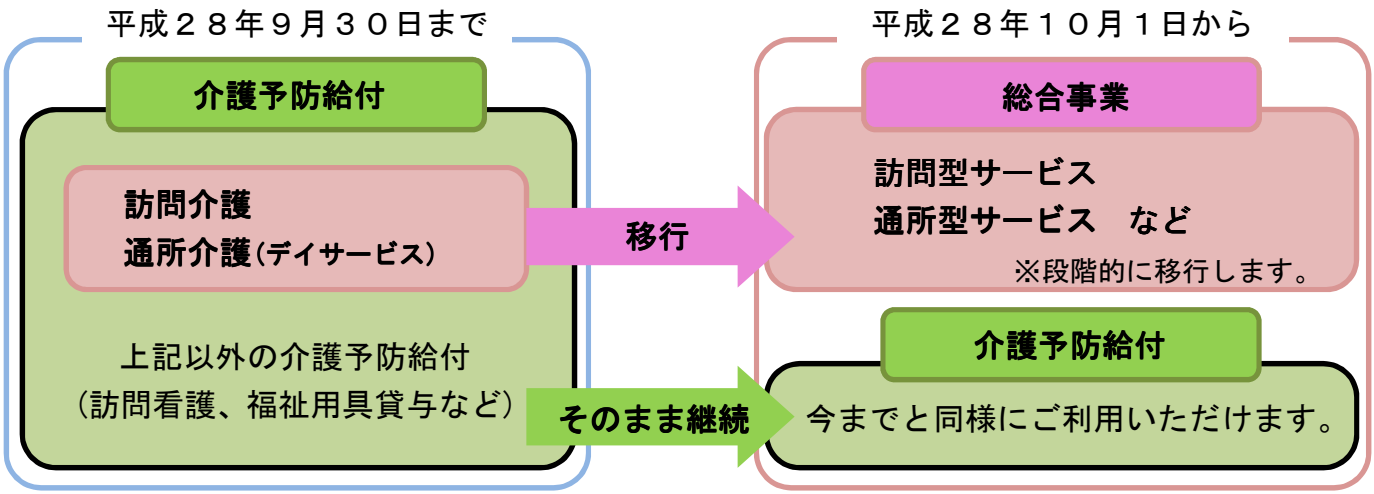

利用中のサービスはどうなるの？

今までどおりサービスが使えます！

★平成２８年１０月からは、基本チェックリストにより事業対象者と判断された方、新規申請により介護保険の要支援１・２の認定を受けた方から総合事業のサービスをご利用いただきます。
※第２号被保険者は要介護認定申請が必要となります。

現在、要支援１・２の認定を受け、介護保険で「訪問介護」と「通所介護（デイサービス）」をご利用中の方は、引き続き今のサービスを利用することができます。

なお、平成２９年３月３１日以降に認定の有効期間が終了する方から、順次総合事業に移行します。

【お問い合わせ先】
総合事業について・・・・・福祉支援課　介護係　　☎０５５－２７２－１１０６
サービス利用について・・・地域包括支援センター　☎０５５－２７２－１１０６